

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第196回）議事録

1 日時 令和8年6月24日（水）10:00～10:38

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

長谷山 美紀（分科会長代理）、石井 夏生利、伊丹 誠、井上 由里子、
今井 朝子、江崎 浩、大柴 小枝子、加藤 寧、國領 二郎、
高橋 利枝、藤井 威生、増田 悦子（以上12名）

（2）専門委員（敬称略）

小瀬木 滋、井家上 哲史（以上2名）

（3）総務省

＜国際戦略局＞

布施田 英生（国際戦略局長）、柴山 佳徳（官房審議官）、
寺岡 秀礼（技術政策課長）

＜総合通信基盤局＞

湯本 博信（総合通信基盤局長）、飯倉 主税（総務課長）

・電波部

翁長 久（電波部長）、小川 裕之（電波政策課長）、
山野 哲也（基幹・衛星移動通信課長）

（4）事務局

金子 創（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

答申案件

- ①「海上無線通信設備の技術的条件」のうち「自律型海上無線機器（AMRD）
の技術的条件」について

【平成2年4月23日付け電気通信技術審議会諮問第50号】

- ②「非静止衛星を利用する移動衛星通信システムの技術的条件」のうち「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」について

【平成7年9月25日付け電気通信技術審議会諮問第82号】

開 会

○長谷山分科会長代理 ただいまから、情報通信審議会第196回情報通信技術分科会を開催いたします。

本日は、ウェブ会議にて会議を開催しております。

現時点で委員14名中12名が出席し、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申案件2件でございます。

議 題

答申案件①

「海上無線通信設備の技術的条件」のうち「自律型海上無線機器(AMRD)の技術的条件」について

【平成2年4月23日付け電機通信技術審議会諮問第50号】

○長谷山分科会長代理 初めに、「海上無線通信設備の技術的条件」のうち「自律型海上無線機器(AMRD)の技術的条件」について、航空海上無線通信委員会の小瀬木主査から御説明をお願いいたします。

○小瀬木主査 資料196-1-1によりまして、自律型海上無線機器(AMRD)の技術的要件に関する航空海上無線通信委員会報告につきまして、概要を説明させていただきます。

1 ページでは、自律型海上無線機器(AMRD)の概要について御説明いたします。自律型海上無線機器(AMRD)の導入の背景ですが、船舶自動識別装置(AIS)技術を利用しました位置情報送信用無線装置が漁網等に設置されまして使用されている事例が多数発生いたしました。このため、AIS本来の目的である船舶の識別や搜索救助活動等に支障が生じておりました。左側には中国渤海湾の例が表示されております。この結果、2019年の世界無線通信会議(WRC-19)におきまして、AIS技術を用いました海上VHF周波数帯を使用する自律型海上無線機器(AMRD:Autonomous Maritime Radio Devices)という、位置情報表示用機器の導入が決定されております。このことから、我が国におきましても、導入に向けて検討を行ってきていたところ です。

2 ページでも、AMRDの概要を記載しております。AMRDはITU-R勧告によりまして、技術・運用特性が規定されております。国際的に「AMRD Group A」と「AMRD Group B」に分類されております。AMRD Group Aは、航行の安全向上に関わる目的で、例えば落水者装置等の利用が想定されております。また、AMRD Group Bにつきましては、航行の安全向上に直接関わらない目的で、例えば漁網標識やダイバー浮上時のトラッキング、追跡等の利用が想定されているところであります。

3 ページでは、AMRDの使用周波数を示しております。ITU-Rで国際分配が行われております。これを踏まえまして、Group Aは、156.525MHz、161.975MHz、162.025MHzの3波、Group Bにつきましては、160.9MHzの1波を利用することとなっております。いずれの周波数も、既に周波数割当計画におきまして、AMRDが使用することができるよう定められております。共用検討等も済んでいるところです。

4 ページから6 ページにかけましては、AMRDに関する実証実験についてまとめております。AMRDの技術的条件を検討するに当たり、Group A及びGroup Bの実機が用いる電波を用いまして、実証試験を実施してきております。実証試験では、AMRD電波の通達距離、電子海図上の画面の表示状況などを確認してきております。

5 ページでは通達距離の実証試験結果を表示しております。左側の図では、試験の際の測定の様子、右側が測定結果のグラフとなっております。

海上での測定ですので波の影響等も多々ありますが、Group Aの場合、送信アンテナ高が0.5mといたしまして、約6kmの距離までは-110dBm程度で受信できる結果となっております。Group Bにつきましては、アンテナ高が0.5mの場合、大体5kmの距離までは、-110dBm程度で受信できる結果となっております。

6 ページでは、実証実験の画面表示の例について結果を示しております。実証実験では、1度に多数のAMRDが使用された場合、電子海図上で適切に表示されるかどうかを検証しております。

左側では、Group Bの機器を10名のダイバーが使用しているという想定でシミュレーターを設定いたしまして、画面上でAMRDの機器が10機表示されることを確認しております。実用的であるということです。右のように画面上でフィルタリングすることによりまして、この情報の表示を消すことも可能であるということも確認しております。

このように、電子海図上も問題なくAMRDの表示がされることを確認できております。

7 ページからは、報告書の本編に記載されております自律型海上無線機器（AMRD）の

技術的条件を記載しております。たくさんありますが、かいつまんで御説明いたします。

一般的条件といたしまして、周波数はAMRD Group Aが156.525、161.975、162.025の3波。AMRD Group Bが160.9MHzの1波になります。識別信号といたしましては、Group AのMOB機器は、972という識別番号の後に製造者番号2桁、シーケンス番号4桁を並べて使うことになっております。シーケンス番号が9999、上限に達した場合は、製造者は番号付けを0000から再開することとルールづくりされております。製造者番号00はテスト目的ということで定められております。Group Bの識別番号は、最初に979がありまして、あとは疑似乱数6桁がそれに続きます。疑似乱数はランダムな並べ替えを使用いたしまして、製造者が決定するという事となっております。

アンテナ高につきまして、Group Bは制約がありまして、水面から給電部までの高さは1mを超えてはならないということになっております。

また、混信防止機能につきましては、Group Bが識別符号を自動的に送信する機能を持っている、要するに同じチャネルをたくさんの無線機器が共有いたしましても、どの無線機からの信号かをきちんと識別できるということで、混信防止機能としております。

8 ページ、送信装置の条件といたしまして、変調方式はGMSK方式、伝送速度は9,600bps、送信電力はEIRPで規定されておまして、Group Aが1W、Group Bが100mWとなっております。

また、空中線電力の許容偏差は、Group Aが上限40%以内、下限50%以内。Group Bが上限40%以内、下限30%以内としております。

周波数許容偏差は、周波数偏差といたしまして $\pm 0.5\text{kHz}$ 以下、ただ、温度試験の条件がございまして、 $-20^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ から $+55^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ まで、この範囲を設定した中での、試験結果では $\pm 1\text{kHz}$ 以下としております。

占有周波数帯域幅の許容値は16kHzとしております。

送信時間特性は、26.67ms未満としております。

送信タイミングにつきましては、Group Aは、送信立ち上がり時間が、送信開始から安定状態の8割に達するまでの時間が1ms以内、送信終了の立ち下がり時間は、送信終了から定格出力-50dBに達するまでの時間は0.832ms以内となっております。Group Bにつきましては、送信立ち上がり時間が、送信開始から安定状態8割に達するまで1ms以内、それから、立ち下がり時間といたしましては、送信終了から定格出力-50dBに達するまでの時間が0.832ms以内としております。

不要発射の強度は、Group Aでは、156.525MHz、CH70におきましては25 μ W以下、それから161.975 (AIS1チャンネル)及び162.025 (AIS2チャンネル)につきましては、50 μ W以下と規定されております。Group Bにつきましては、-36dBm(0.25 μ W)未満と規定しております。

9ページから12ページまでは測定方法となります。個別の説明は省略させていただきますが、御意見等ございましたら、この後、よろしく願いいたします。

以上が、技術的条件案となります。次の13から16ページにつきましては、委員会報告の構成、委員会及び作業班の開催状況と構成員一覧を掲載しております。

今回の御報告は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○長谷山分科会長代理 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。委員の皆様よろしく願いいたします。

御異議等ないようでございますので、資料196-1-3の答申書(案)のとおり、一部答申することといたします。

小瀬木主査、御説明いただきまして、ありがとうございました。

○小瀬木主査 どうも御審議ありがとうございました。

答申案件②

「非静止衛星を利用する移動衛星通信システムの技術的条件」のうち「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」について

【平成7年9月25日付け電機通信技術審議会諮問第82号】

○長谷山分科会長代理 それでは、次に「非静止衛星を利用する移動衛星通信システムの技術的条件」のうち「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」につきまして、衛星通信システム委員会の井家上主査から御説明をお願いいたします。

○井家上主査 衛星通信システム委員会のほうで取りまとめを行いました衛星コンステレーションによる携帯電話向けの700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件に関する委員会報告につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

資料196-2-1の報告概要を御覧ください。

1 ページ目、衛星ダイレクト通信の状況としましては、既に携帯電話事業者のKDDI、ソフトバンク、ドコモ様より、2GHz帯を使用しましたサービスが既に開始されておりますけれども、今般新たに、700MHz帯の周波数を使用する衛星ダイレクト通信についてもサービス導入の要望がございまして、その技術的条件について検討を行ったところです。

続いて2 ページ目を御覧ください。

本システムの人工衛星局は、高度520km、685km、690kmの3つの軌道に、最大248基を打ち上げる計画となっております。また、サービスリンクの衛星ビームの直径は約48kmとなります。

また、周波数については、サービスリンクが700MHz帯、フィーダリンクについては40GHz帯を使用いたします。

続いて3 ページ目を御覧ください。

サービスリンクの700MHz帯について説明させていただきます。共用検討の対象とした無線システムをこの図は示しております。本システムと、隣接の周波数を使用するシステムとして、特定ラジオマイク、地上テレビ放送、ITS、移動通信システムの4つの既存の無線システムを対象に、共用検討を行ってまいりました。

4 ページにはフィーダリンクのことが書いてありますが、フィーダリンクの40GHz帯につきましては、こちらに記載しておりますように、既存のシステムがこのようにございまして、これらを対象に共用検討を行っております。

5 ページ目以降のところに共用検討の結果について示しております。まず、700MHz帯のサービスリンクについては、地上系の携帯電話システムの導入の際に、既に特定ラジオマイクや地上のデジタルテレビ放送との共用条件というのが整理されております。これらの地上系のシステムにおける共用条件を参考に今回検討を行いまして、700MHz帯につきましては供用可能であるという結論を得ております。また、40GHz帯のフィーダリンクの地球局については、一定の離隔距離の確保などの条件はございますけれども、これらも既存無線システムとの共用は可能であるという結論を得ております。

これらの共用検討の詳細につきましては、事務局のほうから説明させていただきたいと思えます。

○山野基幹・衛星移動通信課長 それでは、共用検討の結果につきまして、簡単に事務局のほうから御説明させていただきます。

まず、5 ページ目です。初めに、共用検討の実施手段を御紹介します。先ほどもあり

ましたが、既に導入されています 2GHz 帯の衛星ダイレクト通信の際に使ったものと同じやり方でして、3 段階のモデルを使って計算を行っております。具体的には STEP 1 と書いていますが、原理的に干渉量が最大になるような 1 対 1 の対向モデル、完全にぶつかっているモデルでの計算となります。ここで所要改善量がマイナスとなった場合は、これで供用可能という判断となります。

続いて、STEP 1 でプラスとなってしまった場合は、次の STEP 2 の計算を行いました。こちらは、実際の空中線の利得の指向性の減衰量などを取り入れまして、実運用での最大ケース、最悪ケースを想定したモデルでの計算となります。この STEP 2 でも所要改善量がプラスになった場合は、次の STEP 3 としまして、こちらはモンテカルロシミュレーションを使った確率的なモデルですが、現実的な干渉計算という形でこの STEP 3 を実施しております。

6 ページ目を御覧ください。

こちら、先ほど井家上先生からもありましたが、まずは 700MHz 帯でのサービスリンクに関しまして、他の無線局への与干渉についての共用検討の結果となります。

まず、被干渉側の既存のシステムですが、上から特定ラジオマイク、地デジ、それから ITS、移動通信システムとなります。なお、この最後の移動通信システムですが、いわゆる携帯電話の移動局のことです。

まず、上半分、与干渉局が衛星局の場合から説明いたします。

初めに、特定ラジオマイクです。これも先ほど井家上先生からありましたが、過去の共用検討において、この 700MHz 帯の携帯電話システムから、被干渉局となります特定ラジオマイクに対してガードバンドを 3MHz ほど確保することで共用可能と整理されております。今回もこの共用検討の結果を準用いたしまして、ガードバンドが 3MHz 以上確保されますことから、共用可能と考えています。

次に、地上テレビ放送です。こちらでも過去の共用検討におきまして、700MHz 帯の携帯電話システムからこの被干渉局となりますテレビの関係の機器に対しまして、受信障害対策を行うことを前提としまして、ガードバンドを 60MHz ほど確保することで共用可能と整理されておりました。今回の検討におきましてもこの結果を準用いたしまして、まず、ガードバンドが 60MHz 以上確保されるとされています。これに加えて、過去の検討で前提としておりました、例えば、地上の基地局が与干渉となる場合と比較しまして、今回、衛星局が与干渉局となるものですので、地上テレビ放送の受信アンテナへの到達

電力は、地上のものに比べますと非常に小さくなるということから、それも併せまして、共用可能と考えてございます。

そして3つ目のITSとの共用検討です。こちらは空中線の指向特性を考慮しましたSTEP 2のモデルで、所要改善量がマイナスとなりましたので、共用可能と考えています。

それから4つ目、移動通信システムです。こちらは携帯電話の移動局が被干渉の場合ですけれども、対向モデルのSTEP 1では、屋外型、外に置かれている陸上移動中継局を被干渉局とするケースでは、所要改善量がプラスとなっていましたので、次のSTEP 2で指向特性等を考慮した検討を行いましたところ、マイナスとなりましたので、こちらも共用可能と考えています。

続いて、与干渉局が地上にある携帯移動地球局の場合の検討結果です。

まず、特定ラジオマイクですが、過去に、地上系の700MHz帯を使う携帯電話システム、技術的には狭帯域LTE-Advancedシステムと呼んでいますけれども、こちらから特定ラジオマイクへの与干渉について共用検討が行われています。その際、干渉を与える側の移動局の送信電力を下げるといったような取組を行うこと、例えば、基地局を稠密に開設するようなエリア設計を行うようなこと、それから、特定ラジオマイクの免許人の皆様といろいろと協議をしまして、基地局の開設状況等々を事業者が事前に提供すること、その上で万一、特定ラジオマイクに混信を与えた場合には、それに対応できるように問合せ窓口を設けること、などを前提にしまして、過去に共用可能であると整理されていたものです。

今回の衛星ダイレクト通信システムですけれども、同様に既存の地上局、いわゆるLTE-Advancedシステムの端末の技術基準の範囲内で動くものであり、いわゆる通常使われているスマホを使うものですので、こういった同様の取組を行う場合は共用可能と考えられます。ただし、今回は衛星ダイレクト通信となりますので、地上の基地局ではなく、通信の相手方は、先ほどもありましたが上空500km以上を飛んでいる衛星軌道上の衛星局となります。ということで、通信距離がかなり長くなりますので、いわゆる送信電力が大きくなり過ぎないような制御措置というのがなかなか難しく、ぎりぎり電波が届くような距離ですので、送信電力を小さくするといったことがなかなか難しいものと考えています。

そのため、これに代わる措置といたしまして、特定ラジオマイク、具体的には一番近い53chですが、これが固定利用されている施設、それから放送事業者の建屋など、日常

的に特定ラジオマイクを使うと想定されるようなエリアにつきましては、今回の衛星ダイレクト通信のサービスエリアから外すこと、又はその他の代替措置を行うということで、干渉軽減を図ることが適当としています。

次に、地デジです。こちらも過去に共用検討をした結果、52chのエリアをサービスエリアから外すなどの対応に加えまして、関係事業者が実施した影響確認試験の結果では、端末側を最大出力で吹かせた場合でも、標準電界でのテレビ受像に特段の干渉影響が確認されなかったということが報告されています。ということから、今回、与干渉局が携帯移動地球局になる場合でも共有可能と考えています。

続いてITSです。こちらも過去の検討では、ガードバンドを5MHz確保することで共用可能と整理されております。今回の検討におきましても、同じようにガードバンドは5MHz以上確保されますので、共用可能と考えています。なお、移動通信システムが上にはありますけれども下には書いていないのは、携帯移動地球局の諸元が、いわゆる携帯電話の陸上移動局と同じですので、今回、一番下のところでは省略しています。

最後に、本来であれば、この本件システムを被干渉側としまして、700MHz帯を使用している他の既存の無線局からの干渉影響も検討するのが本来あるべき姿ですが、今回は検討不要としています。これは、今回サービスリンクで使用予定のこの700MHz帯につきましては、いわゆる移動衛星業務への国際的な周波数分配がなく、衛星局も、それから地上でユーザーが使う携帯移動地球局も、どちらもITUの無線通信規則、RRの4.4条に基づきまして、他の無線局からの混信を容認するということを条件として、二次業務として国内割当てを行って運用していただく予定です。このため、今回このシステムが干渉を受ける側の検討は、干渉を容認する二次業務であるということで、行っていません。この点、今後のWRCなど、ITUでの国際的な議論を踏まえまして、引き続き、国際ルールにハーモナイズするように国内の制度整備をしっかりと進めていく予定です。

7ページ目をお願いします。

ここからはフィードリンク側になります。まず、衛星局から既存の無線局への与干渉の検討結果となります。検討対象がたくさんありますが、上から、将来的に割当て候補の周波数帯となっています5Gの基地局と移動局。その次が、国や地方公共団体が使っているような公共一般業務用の固定局。その次が、国の防災機関等が使用している固定の無線アクセスシステム。その次が、放送事業者が使っているFPU。その下が、放送やイベント、監視カメラなどの映像を送っているようなWireless cameraのシステム。それか

ら、国立天文台が運用している電波天文。それから、JAXAのGOSAT衛星シリーズなどに搭載されていて地球の雲の中の水分や海面温度等を計測している衛星受動センサ。それから、今年の春に制度整備を行いました、HAPSの関係です。今後利用が期待されている、地上の固定局とHAPSに載せた固定局をつなぐエントランス回線で使用する周波数帯が隣接するということで記載しています。それから、列車の無線システムや駅のホームの画像伝送に使われている43GHz帯の鉄道用の無線通信システム。これらが被干渉局となります。

これらの被干渉局に対します衛星局からのフィードリンク、つまり、ダウンリンク方向、降りてくる方向の電波の共用検討結果ですが、いずれも所要改善量がマイナスマージンとなりますので、共用可能と考えられます。

続いて、8ページ目を御覧ください。

こちらは同じくフィードリンクですが、アップリンク方向の検討となります。地上のゲートウェイ地球局から、隣接する帯域で運用されております他の無線システムへの与干渉についての共用検討の結果となります。それぞれ記載していますような離隔距離をとることで共用可能との結果となっています。

こちらのゲートウェイ地球局ですが、今のところ、国内で2局ほど開設予定と聞いています。今後、関係事業者から免許申請を受けまして、総務省側で個別にゲートウェイ局の審査をすることになっていきますけれども、その際、既存の無線局との必要な離隔距離が確保されているかどうか、または物理的に、例えば防護壁を設けるなどして減衰させて、きちんと離隔距離に相当するような措置がとられているかどうかなど、個別の対応を確認して免許審査を行っていくこととしていますので、そういったことによって共用が可能と考えてございます。

9ページを御覧ください。

ここからは、今回のフィードリンクのシステムが、今度は被干渉局、干渉を受ける側となる視点での共有検討の結果となります。

まずは、隣接している既存の無線システムから衛星局への与干渉についての共用検討の結果をまとめています。アップリンク方向の電波を衛星局で受信する際に、他の無線局から飛び込んでくるような与干渉についての検討結果です。こちらにお示ししていますとおり、いずれも所要改善量がマイナスということになりますので、共用可能と考えています。

続いて10ページ目を御覧ください。

前のページに続きまして、こちらは周波数帯が同一もしくは隣接している既存の無線システムから、ゲートウェイ地球局への与干渉に関する共用検討の結果となります。ダウンリンク方向での電波のやりとりで、ゲートウェイ地球局で受信する際、他の無線局から飛び込んでくるような電波の与干渉についてまとめたものです。それぞれ、こちらでも記載のとおり、離隔距離をとることで共用可能という結果となっています。

先ほども御説明しましたとおり、ゲートウェイ地球局は、今のところ国内に2局ほど開設される見込みですので、それらの個別の免許申請の際に、同様に既存の無線システムとの離隔距離がとられているかなどを確認することで共用可能と考えています。

続いて11ページを御覧ください。

共用検討の結果を踏まえまして、携帯移動地球局の技術的条件をまとめたものとなります。上から主なところだけ御紹介しますが、まず、周波数ですが、送信周波数が715MHzを超えて718MHz、3MHz幅ということで、占有周波数帯幅の許容値は3MHz以下としています。

変調方式ですが、様々な利用形態が考えられることから、今後の技術動向などを踏まえて、柔軟なシステム設計、それから運用が可能となるように、特定の方式を規定はしておりません。

その他、最大空中線電力は23dBm、つまり200mWになるかと思います。それから空中線の絶対利得の許容値、スプリアス領域における不要発射の強度等々については、こちらに記載のとおりです。

なお、これらの規定ですが、いずれも過去に情報通信審議会から答申をいただきました地上系の700MHz帯の狭帯域LTE-Advancedシステム、これは700MHz帯の携帯システムですけれども、こちらの技術的条件と同一の内容となっております。

続いて12ページ目を御覧ください。

隣接チャネルの漏えいの電力、それからスペクトラムマスク、送信オフ時の電力等々についても、これも前のページと同様、地上系の700MHz帯狭帯域LTE-Advancedシステムの技術的条件と同じ内容となっています。

最後に、13ページ目が委員会報告の構成となります。資料を付けていますが、大部になりますので、目次だけの御紹介です。参考といたしまして、14ページ目に委員会、それから15ページ目に作業班、それぞれの構成員名簿を付けています。本日も御出席され

ておりますが、委員会の井家上主査、作業班の藤井主任、報告の取りまとめなど、本当にありがとうございました。

説明は以上となります。

○長谷山分科会長代理 御説明いただきまして、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでございましょう。

過去の共用検討とその運用の現状をエビデンスにしながら、なおかつ与干渉について共用検討のモデルをしっかりと組んで、改善量等、御検討いただいた結果と考えております。過去の700MHz帯との答申と同一となっているとの説明からも、しっかりと整合性の取れた答申であると、分科会代理として感じております。

皆様いかがでございましょう。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。チャット機能にてお申し出くださいませ。

御異議等ないようでございます。それでは、資料196－2－3の答申書案のとおり、一部答申することといたします。

井家上主査、事務局山野様、御説明いただきまして、ありがとうございます。

○井家上主査 御審議いただきまして、ありがとうございました。

○長谷山分科会長代理 それでは、これまでの答申2件に対しまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明頂きます。よろしくお願いいたします。

○湯本総合通信基盤局長 総合通信基盤局長の湯本でございます。本日は、2件の一部答申をいただき、誠にありがとうございます。

まず、1件目の自律型海上無線機器（AMRD）は、船舶自動識別装置（AIS）で使われている技術を活用することで、位置情報や識別信号などを自動的に送信するシステムでございます。例えば、海上の航路標識での利用や海中への転落者の救助などの安全対策のほか、AISとは異なるチャンネルを用いることで、漁網の位置情報の確認など、漁業での活用も期待されているものと考えているところでございます。

また、2件目の衛星コンステレーションにおける携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムは、今後、携帯電話事業者がサービス開始を計画している700MHz帯での衛星ダイレクト通信システムに関するものでございます。2GHz帯の衛星ダイレクト通信システムにつきましては、令和6年10月に技術的条件の答申をいただきましたが、その後、複数の携帯電話事業者によってサービスが開始されているところでございます。

衛星ダイレクト通信は、地上系の通信網を補完する非地上系ネットワーク、いわゆる NTNの一つとして利用が進展しているところでございますが、今後、700MHz帯においても利用が進むことで、サービスの多様化の促進や利用者の利便性のさらなる向上につながるものと期待しているところでございます。

総務省におきましては、本日いただいた2件の一部答申を踏まえて、それぞれ制度整備を速やかに進めていきます。

高田分科会長、長谷山分科会長代理をはじめといたしまして、委員の皆様、また、各委員会の皆様に重ねて御礼を申し上げます。引き続き、情報通信行政に対して御指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○長谷山分科会長代理 御説明いただきまして、ありがとうございました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様から何か御発言等ございますでしょうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○金子総合通信管理室長 特にございません。

○長谷山分科会長代理 ありがとうございます。

閉 会

○長谷山分科会長代理 それでは、本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、事務局から御連絡差し上げますので、皆様、よろしくお願いいたします。

以上で閉会といたします。